

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

規則

○福島県財務規則の一部を改正する

規則

福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第二十九号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項の表3の項及び5の項中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中

「所管又は」を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「準用する」を「

第二十一条第二項及び第三項、第二十二条第二項及び第三項並びに第二十四条第二項の

規定は第七項の規定により同項第一号から第四号までに掲げる事項を専決処理させる場

合についてそれぞれ準用する。この場合において、第五項の規定により同項第一号から

第五号までに掲げる事項を専決処理させるときは第二十一条第二項及び第三項並びに第

二十二条第二項及び第三項中「部長」とあるのは「公所長」と、「公所長」とあるのは

「准公所長」と、第七項の規定により同項第一号から第四号までに掲げる事項を専決処

理させるときは第二十一条第二項及び第三項、第二十二条第二項及び第三項並びに第

二十四条第二項中「部長」とあるのは「ハイテクプラザ所長及び農業総合センター所長

と、「公所長」とあるのは「准公所長」と読み替えるものとする」に改め、同項を同条

第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前三項の規定にかかわらず、ハイテクプラザ所長及び農業総合センター所長は、次

に掲げる事項については、所属の准公所長に専決処理させるものとする。

一 准公所の所掌に属する事務又は事業に係る歳入を徴収し、及び当該歳入に係る債権を管理すること。

二 一件の金額が百万円未満のもの(除雪事業の委託、准公所長が管理する庁舎、施設等の維持管理の委託及び工事にあつては、金額のいかんを問わないものとする。)に係る契約を締結すること(入札参加資格の設定等をし、予定価格を決定し、入札保証金の徴収等又は契約保証金の徴収等をし、及び履行期限の延期を承認すること並びに当該契約の変更に関する契約を締結することを含む。)及び当該契約を解除すること。

三 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(電気、ガス及び水道使用料に限る。)、役務費(電信電話料に限る。)、及び公課費に係る支出負担行為を行うこと並びに支出を命令すること。

四 第二号の契約に係るもので一件の金額が百万円未満の支出を命令すること。

五 准公所の事務又は事業の用に供する物品の管理及び処分(管理換え、交換、譲与又は貸付けを除く。)をすること。

第七十四条第一項中「あらかじめ」の下に「、一件の金額が百万円未満である場合にあつては総務部財務総室財政課長に、百万円以上である場合にあつては」を加える。

第二百四十九条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

附則第四項から附則第七項までを削る。

別表第一中 「福島県水産試験場」を「福島県水産試験場」に、「福島県会津自然の家」を「福島県会津自然の家」に改める。

別表第六総務部の項中「財産管理課のうち知事が指定する者の職 現金取扱員」を「財産管理課のうち知事が指定する者の職 現金取扱員」に改める。

別表第七の表福島県水産種苗研究所の項及び福島県相馬海浜自然の家の項を削る。

別表第八の表福島県立あぶくま養護学校安積分校の項中「物品取扱員」を「現金取扱員及び物品取扱員」に改める。

第五十二号様式(その三)を削り、同様式(その四)を同様式(その三)とする。

第五十四号様式(その七)及び(その八)を削る。

第八十三号様式(その二)注中「X()」を「X()」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五十二号様式、第五十四号様式及び第八十三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(入札監理課)

(入札監理課)